**令和６年２月更新**

**岩国市市民活動賠償補償制度**

**（ふれあい補償制度）**

**問答集**

**目次**

**１　補償制度の加入手続について**

**Ｑ１－１　　保険料の支払**

**Ｑ１－２　　補償制度の加入手続**

**Ｑ１－３　　市民活動の判断**

**Ｑ１－４　　市民活動とは**

**Ｑ１－５　　無報酬の判断**

**Ｑ１－６　　自治会活動とは**

**Ｑ１－７　　他の保険を掛けている場合**

**Ｑ１－８　　他の保険との重複請求について**

**Ｑ１－９　　市が加入する他の保険との関係**

**２　補償の対象について**

**Ｑ２－１　　岩国市外の参加者について**

**Ｑ２－２　　市外で活動中の事故**

**Ｑ２－３　　事前準備等での事故**

**Ｑ２－４　　神社の祭りでの事故**

**Ｑ２－５　　趣味として活動中の事故**

**Ｑ２－６　　個人で行うボランティア活動**

**Ｑ２－７　　会社の職員による活動**

**Ｑ２－８　　市が主催する行事での市民活動中の事故**

**Ｑ２－９　　学校行事での事故**

**Ｑ２－10　　PTA活動中での事故**

**Ｑ２－11　　子供会活動における資源回収**

**Ｑ２－12　　高齢者交通安全指導員や社会教育委員などについて**

**Ｑ２－13　　ライオンズクラブや商工会議所主催の行事について**

**Ｑ２－14　　新型コロナウイルス等の感染症による事故**

**傷害事故（本人に対する事故）**

**Ｑ２－15　　見物人や応援者のけが　　　　　　　　　　　　　　賠　　Ｑ２-28　参照**

**Ｑ２－16　　当日、急遽参加することになった者のけが　 　賠 Ｑ２-29　参照**

**Ｑ２－17　　自動車等の事故　　　　　　　　　　　　　　　　　　 賠 Ｑ２-31　参照**

**Ｑ２－18　　チェーンソーを使用した際の事故**

**Ｑ２－19　　災害活動中での事故**

**Ｑ２－20　　講師等のけが**

**Ｑ２－21　　熱中症による事故**

**Ｑ２－22　　細菌性食中毒、ウイルス性食中毒による事故**

**Ｑ２－23　　病院に行かなかった場合**

**Ｑ２－24　　通院期間について**

**Ｑ２－25　　市民活動参加者の付添人のけがについて**

**Ｑ２－26　　入院・通院日数について**

**Ｑ２－27　　往復途上の事故**

**賠償責任事故（他人や他人の所有物に対する事故）**

**Ｑ２－28　　見物人や応援者のけが**

**Ｑ２－29　　当日、急遽参加することになった者のけが**

**Ｑ２－30　　同居親族に対するけが**

**Ｑ２－31　　自動車等の事故**

**Ｑ２－32　　草刈り機使用による飛石被害**

**３　請求手続について**

**Ｑ３－１　　事故が発生したときは**

**Ｑ３－２　　保険金請求について**

**Ｑ３－３　　入院・通院補償金の請求に係る診断書の提出について**

**Ｑ３－４　　入院・通院補償金の中途払いについて**

**Ｑ３－５　　示談について**

**Ｑ３－６　　証拠写真について**

**Ｑ３－７　　立会い調査について**

**４　事故発生時の主な手続の流れ**

***１　補償制度の加入手続について***

**Ｑ１－１　保険料の支払**

**問**：保険料は誰が支払うのですか？

**答**：「ふれあい補償制度」（以下「補償制度」という。）は市が加入し、保険料は全額市が負担します。

**Ｑ１－２　補償制度の加入手続**

**問**：補償制度に加入するための手続はどのようにするのですか？

**答**：活動日の３日前までに、市民活動届出書を市に提出してください。

**Ｑ１－３　市民活動の判断**

**問**：団体が行っている内容が市民活動であるかどうかは、どのように判断するのですか？

**答**：活動の内容が分かる資料（事業の開催通知や事業計画、団体規約など）等から個別に判断します。

**Ｑ１－４　市民活動とは**

**問**：個人やサークル活動でも、市民活動と認められますか？

**答**：市民活動とは、おおむね次のとおりです。これらの定義に当てはまれば、市民活動と認められます。

1. 公益性のある活動であること。
2. 岩国市内に拠点を置く、おおむね５人以上で構成された団体が行う活動であること。
3. 組織的かつ継続的に行う活動であること。
4. 無報酬（実費弁償等は除きます）で行っていること。

**Ｑ１－５　無報酬の判断**

**問：**団体が行っている活動が無報酬であるかどうかは、どのように判断するのですか？

**答：**会費や参加費などを徴収していても、その収入が団体の活動運営費になるのであれば無報酬と判断します。ただし、その収入を個人へ分配する場合については報酬とみなし、対象外となります。

**Ｑ１－６　自治会活動とは**

**問：**自治会活動とはどのような活動ですか？

**答：**自治会活動とは、住民の方たちが生活する地域を基盤として、自主的に組織された任意団体が行う広報活動や地域安全活動、環境美化活動など、Ｑ１－３及びＱ１－４に基づき市民活動と認められるものを指します。

**Ｑ１－７　他の保険を掛けている場合**

**問**：補償制度があれば、今まで活動の際に加入していたボランティア保険やスポーツ保険等には加入しなくてもいいですか？

**答**：補償制度は全ての活動を補償するものではなく、補償の内容も一定水準となっています。行事や補償の内容等を考慮し、必要であれば他の保険への加入についてもご検討することをおすすめします。

**Ｑ１－８　他の保険との重複請求について**

**問**：市民活動団体として独自に加入している保険の保険金と、補償制度の保険金を重複して受けることはできますか？

**答**：団体のスタッフがけがをするなどの「傷害事故」に関しては、それぞれの保険ごとに支払われます（重複して受けることができます）が、スタッフが他人のものを壊すなど、「賠償責任事故」が起きた場合は、法律上の損害賠償責任を負う範囲内において、加入している保険会社間で調整し、被害者に支払われます。（重複して受けることはできません。）

**Ｑ１－９　市が加入する他の保険との関係**

**問**：公民館の敷地に穴があったため、つまずいて転倒し骨折してしまいました。補償制度の対象となりますか？

**答**：市が所有する施設の管理瑕疵による事故は、補償制度とは別の保険で担保することになります。各施設の担当課へお問い合わせください。

***２　補償の対象について***

**Ｑ２－１　岩国市外の参加者について**

**問**：来月自治会清掃があるのですが、私は高齢でなかなか清掃活動に参加することが難しいため、市外に住んでいる息子夫婦に参加してもらおうと思うのですが、市外の参加者は、補償制度の対象となりますか？

**答**：対象となります。

**Ｑ２－２　市外で活動中の事故**

**問**：市民活動の一環として市外で活動している際に事故が起きた場合は、補償制度の対象となりますか？

**答**：事故が起きた場所が市外（日本国内に限る。）であっても、普段の活動拠点が岩国市内であれば、対象となります。

**Ｑ２－３　事前準備等での事故**

**問**：地域活動を行うための会議や打ち合わせ、前日の準備等での事故でも補償制度の対象となりますか？

**答**：市民活動のための準備であることが確認できれば対象となります。

**Ｑ２－４　神社の祭りでの事故**

**問**：自治会の主催で地元の神社で祭りを行います。この場合は、補償制度の対象となりますか？

**答**：祭りの運営に直接関わる神事などは宗教性があり、公益性のある活動とは考え難いため、対象となりません。ただし、事前準備での事故や、祭りに併せて自治会が行うイベントなど、伝統文化の継承や地域振興などを目的とした公益性のある活動については、対象となります。また、神社が主催し、その氏子によって運営される祭りについては、宗教性が強いため対象となりません。

**Ｑ２－５　趣味として活動中の事故**

**問**：個人や数人のグループが趣味として不定期に行う文化・スポーツ活動中での事故は、補償制度の対象となりますか？

**答**：活動内容が公益性に乏しく、趣味的なものである場合は、対象となりません。ただし、文化・スポーツ活動でも、地域社会の維持・活性化や健康増進など、市民活動として目的を持って行っているものについては対象となります。

**Ｑ２－６　個人で行うボランティア活動**

**問**：個人的に近くの公園を清掃している際にけがをしました。補償制度の対象となりますか？

**答**：個人が自発的に個人の意思で活動した場合は、対象となりません。

**Ｑ２－７　会社の職員による活動**

**問**：職場で勤務時間中に、有志を集めて会社周辺の清掃をしていますが、この場合は、補償制度の対象となりますか？

**答**：勤務時間中であり、賃金が発生している中での活動ですので、対象となりません。

**Ｑ２－８　市が主催する行事での市民活動中の事故**

**問**：市が主催する行事の際の事故については補償制度の対象となりますか？

**答**：市民活動団体のスタッフによって起きた事故は、対象となります。

**Ｑ２－９　学校行事での事故**

**問**：学校行事で生徒と一緒にしめ縄作りを行うためボランティア講師として参加した際、誤って手を切り、負傷してしまいました。補償制度の対象となりますか？

**答**：学校行事など、学校教育の一環・延長としての活動である場合、対象となりません。

**Ｑ２－10　ＰＴＡ活動中での事故**

**問**：ＰＴＡで学校施設等を利用して実施する活動は、補償制度の対象となりますか？

**答**：学校行事としてではなく、活動内容が青少年健全育成活動等を目的としたものであれば対象となります。また、山口県ＰＴＡ連合会が「安全互助会」という保険に加入していますので、そちらをご利用いただくことも可能です。

**Ｑ２－11　子供会活動における資源回収**

**問**：地区子供会の活動で空き缶拾いや新聞紙などの資源回収を行い、市から奨励金をもらっている場合、補償制度の対象となりますか。

**答**：奨励金が本来の活動資金に当てられる場合（営利目的でない場合）は、対象となります。ただし、学校管理下での活動であれば対象となりません。

**Ｑ２－12　高齢者交通安全指導員や社会教育委員などについて**

**問**：高齢者交通安全指導員や社会教育委員などの、市から任命されて報酬を受けて行う活動中の事故は、補償制度の対象となりますか？

**答**：高齢者交通安全指導員や社会教育委員、スポーツ推進委員などは市から任命されている非常勤の特別地方公務員の扱いになり、事故にあった場合も、公務災害が適用されますので、対象となりません。

**Ｑ２－13　ライオンズクラブや商工会議所主催の行事について**

**問**：ライオンズクラブが主催する清掃活動に自治会が参加することになりました。この場合、ライオンズクラブの会員も補償制度の対象となりますか。

**答**：自治会員については対象となりますが、ライオンズクラブや商工会議所については市民活動団体とは言えないため対象となりません。

**Ｑ２－14　新型コロナウイルス等の感染症による事故**

**問：**市民活動中に新型コロナウイルスに感染し、入院しました。補償制度の対象となりますか。

**答：**新型コロナウイルス等の感染症や疾病による事故は補償の対象となりません。

**傷害事故（本人に対する事故）**

**Ｑ２－15　見物人や応援者のけが**

**問**：地域でのお祭りや運動会などで、参加者を応援する者や見物人など、市民活動に直接参加していない者の事故も補償制度の対象となりますか？

**答**：スタッフ以外の見物人や応援者がけがをした場合は、対象となりません。

**Ｑ２－16　当日、急遽参加することになった者のけが**

**問**：市が主催するイベントで、当日遊びに来たお客さんがけがをした場合は、補償制度の対象となりますか？

**答**：当日の飛び入り参加者がけがをした場合は、対象となりません。

**Ｑ２－17　自動車等の事故**

**問**：市民活動の一環として自動車を運転し、事故を起こしてしまった場合は、補償制度の対象となりますか？

**答**：市民活動中に自動車を運転し、事故を起こし、けがをしてしまった場合は、対象となります。

**Ｑ２－18　チェーンソーを使用した際の事故**

**問**：自治会の清掃活動で木を切るためチェーンソーを使用した際、誤ってけがをしてしまいました。この場合は、補償制度の対象となりますか？

**答**：市民活動の一環として軽作業的にチェーンソーを使用する場合は、対象となります。

**Ｑ２－19　災害活動中での事故**

**問**：大雨災害で地域が被災したため自治会で復旧作業をしている際に、けがをしてしまいました。この場合は補償制度の対象となりますか？

**答**：災害警報が出ている間は危険性があるため、対象外となります。ただし、災害警報が解除された後の作業や、災害予防のための活動については対象となります。

**Ｑ２－20　講師等のけが**

**問**：市の内外からボランティアで地域社会活動等の講師として招いた方のけがは、補償制度の対象となりますか？

**答**：無報酬であれば、往復途上のけがを含め対象となります。なお、交通費、昼食代程度の報酬であれば、無報酬とみなします。

**Ｑ２－21　熱中症による事故**

**問**：地域の清掃活動を行っている際、暑さのため体調を崩してしまいました。病院に行ったところ、熱中症と診断されましたが、補償制度の対象となりますか。

**答**：対象となります。

**Ｑ２－22　細菌性食中毒、ウイルス性食中毒による事故**

**問**：市民活動団体が提供する試食会で、不特定多数の参加者の中で細菌性食中毒、ウイルス性食中毒の被害が発生してしまいました。この場合は補償制度の対象となりますか？

**答**：対象となります。

**Ｑ２－23　病院に行かなかった場合**

**問**：熱中症の症状が見られましたが、病院には行かず自宅療養していました。この場合は、補償制度の対象となりますか？

**答**：傷害補償は、事故日から起算して５日を経過してもなお医師の治療が必要な場合が対象となりますので、病院で治療を受けなかった場合は、対象となりません。

**Ｑ２－24　通院期間について**

**問**：市民活動中にけがをして病院に行きましたが３日で完治し、その後は病院に行きませんでした。この場合は、補償制度の対象となりますか？

**答**：５日間以内に完治した場合は、対象となりません。

**Ｑ２－25　市民活動参加者の付添人のけがについて**

**問**：市民活動に参加する子どもの送迎に来た保護者が会場でけがをしてしまいました。この場合、補償制度の対象となりますか？

**答**：実際に市民活動に参加する者を対象とした補償制度のため、保護者などの付添人については対象となりません。

**Ｑ２－26　入院・通院日数について**

**問：**市民活動中にけがをし、当日病院に行き、７日後にもう一度来るように言われ、計２回通院しました。この場合補償制度の対象となりますか？

**答：**事故の日から５日を経過してもなお通院しているため対象となります。ただし、支払の対象は、実際に通院をした２日分となります。

**Ｑ２－27　往復途上の事故**

**問**：活動場所に行く途中に転倒し、足を骨折してしまいました。補償制度の対象となりますか？

**答**：住居と開催地、活動場所との間の経路中での事故であれば対象となります。ただし、途中で私的な目的で別の場所に立ち寄ったり、経路を逸脱した場合での事故は、対象となりません。

**賠償責任事故（他人や他人の所有物に対する賠償事故）**

**Ｑ２－28　見物人や応援者のけが**

**問**：地域でのお祭りや運動会などで、主催する市民活動団体のスタッフが市民活動に直接参加していない見物人や応援者などにけがをさせてしまった場合は、補償制度の対象となりますか？

**答**：対象となります。

**Ｑ２－29　当日、急遽参加することになった者のけが**

**問**：市が主催するイベントで、市民活動団体のスタッフが当日遊びに来たお客さんにけがをさせてしまった場合は、補償制度の対象となりますか？

**答**：対象となります。

**Ｑ２－30　同居親族に対するけが**

**問**：地区のボランティア活動で清掃作業中に誤って自分の子どもにけがをさせてしまいました。この場合は補償制度の対象となりますか？

**答**：同居の親族に対する事故は、対象となりません。

**Ｑ２－31　自動車等の事故**

**問**：市民活動の一環として自動車を運転し、事故を起こしてしまった場合は、補償制度の対象となりますか？

**答**：自身が市民活動中に自動車を運転し、他人にけがをさせたり物を破損させてしまった場合は対象となりません。

**Ｑ２－32草刈り機使用による飛石被害**

**問**：自治会の清掃作業中に草刈り機を使用し、小石を飛ばしてしまったことで自分の車の窓ガラスを破損させてしまいました。この場合は、補償制度の対象となりますか？

**答**：草刈り機を使用していた者と、破損した車の持ち主が同一人物の場合は、対象となりません。他人の車を破損させてしまった場合は、対象となります。

***３　請求手続について***

**Ｑ３－１　事故が発生したときは**

事故の発生日から30日以内に市が定めた様式（事故報告書）を事業担当課に提出してください。ただし、事故内容によっては補償制度の対象とならない場合もありますので、事故報告書を作成する際には、事前に地域づくり推進課へご確認ください。

地域づくり推進課において審査後、結果を通知します。その後の手続は保険会社と直接やりとりしてください。

また、事故報告書のほかに次の資料が必要です。

◎必要書類：事故発生時の活動内容が分かる資料（参加者へ配布したチラシや事業概要等）、当日の参加者名簿、団体規約、賠償事故の場合は証拠写真（修理前のもの）、見積書

**Ｑ３－２　保険金請求について**

傷害事故の場合は治療が完了した時点、賠償責任事故の場合は示談が済んだ時点で、保険会社指定の請求書に必要書類を添付して、保険会社へ提出してください。その後、保険会社から直接振り込まれます。

**Ｑ３－３　入院・通院補償金の請求に係る診断書の提出について**

入院・通院補償金の請求には診断書の提出が必要です。また、複数の医療機関に掛かっている場合は、複数の診断書が必要です。なお、請求額が少額の場合は、保険会社所定の申告書（請求書裏面）に代える場合があります。

**Ｑ３－４　入院・通院補償金は中途払いについて**

中途払いはできませんので、治療完了後に一括で請求してください。

**Ｑ３－５　示談について**

示談内容については、保険会社と協議の上、適切と思われる内容をもって当事者間で行っていただきます。過失割合については、過去の判例に基づき保険会社で妥当と考えられる額を提示し、双方が合意すれば成立します。

**Ｑ３－６　証拠写真について**

賠償事故で、正当な理由なく事故現場や損害物件の写真を撮らず、保全をしなかった場合、事故発生、損害認定ができないため、保険金の支払が受けられないことがあります。

**Ｑ３－７　立会い調査ついて**

賠償事故で、財物損害を請求する場合、保険会社の立会いが必要となることがあります。

***４　事故発生時の主な手続の流れ***

**手　　続　　の　　流　　れ**

1. **事故発生**

事故が起きたら、事業担当課又は地域づくり推進課へ連絡します。

　　　　　　　**②　事故報告書の提出**

　　　　　　　　事故報告書を事故発生日から30日以内に提出します。

　　　　　　　**③　事故の判定及び審査**

　　　　　　　　当該事故について補償制度が適用されるか、判定及び審査をします。

　　　　　　　**④　事故審査回答書の送付**

　　　　　　　　補償制度が適用されると認めたときは、事故審査回答書を補償対象者へ送付します。

　　　　　　　**⑤　補償金の請求**

　　　　　　　　保険会社から、補償対象者へ手続に必要な書類が届きます。傷害事故の場合　　　合は治療が完了した時点、賠償事故の場合は示談が済んだ時点で、保険会　　　　　社　　　社へ請求書を提出します。

　　　　　　**⑥　補償金の支払**

　　　　　　　　保険会社から補償金が支払われます。原則、補償対象者（未成年の場合は親権者）の口座へ振り込まれます。

※事故の内容によって手続が異なる場合があります。

詳しくは地域づくり推進課（☎0827-29-5015）までお問い合わせください。